

令和8年熊本地震に伴う 雇用保険の基本手当の特別措置について

令和8年7月28日に災害救助法が適用されたことにより、雇用保険の基本手当の特別措置を下記のとおり実施しています



「災害時における雇用保険の特別措置」

通常、一時的に離職しその後の再雇用が予定されている場合には、雇用保険の基本手当の受給の対象とはなりません。

ただし、災害救助法指定地域内の事業所（店舗、建設現場、派遣先などを含む）が災害により直接被害を受けたことにより、一時的に離職した方については、事業再開後の再雇用が予定されている場合であっても、基本手当を受給することができます。

対象者	「離職の日以前2年間に12か月又は1年間に6か月以上被保険者期間※があること」等の要件を満たす方
事業主の手続き	資格喪失届・離職証明書を作成し、ハローワークにご提出ください。ハローワークは内容を確認し、離職票を交付します。
離職理由等の記載	離職理由欄には「令和8年熊本地震により事業の継続が不可能となったことによる解雇（一時離職・再雇用予約あり）」と記載してください。資格喪失届の喪失原因は「2」を記載します。
離職した方の手続き	勤務していた事業所から発行された「雇用保険被保険者離職票」、身分証明書（マイナンバーカード・運転免許証など）、本人名義の預（貯）金通帳（カード）、写真2枚（縦3cm×2.4cmマイナンバーカードを提示する場合は不要）が必要です。 ただし、受給手続きに必要なこれらの確認書類がない場合は、お近くのハローワークにご相談ください。
失業の認定・失業給付の支給	手続きの後、定められた認定日に来所していただく必要があります。認定日から1週間以内に指定の口座に手当が入金されます。1回目の入金手続きからおおよそ4週間程度後になります。 ※本特例措置の対象者については、失業の認定にあたり求職活動の実績は必要とされません。

※被保険者期間：雇用保険の被保険者であった期間のうち、離職日から1か月ごとに区切っていった期間に賃金支払いの基礎となった日数が11日ある完全月を1か月と計算します。なお、賃金支払基礎日数が11日以上12か月未満の場合は、賃金の支払いの基礎となった時間数が80時間以上の月を1か月として計算します。

本特別措置に基づいて基本手当の支給を受けた方については、一時離職が終了し、被保険者資格を取得しても、当該一時離職前の被保険者であった期間は通算されません。新たな失業給付の受給資格だけでなく、高年齢雇用継続給付や育児休業等給付、介護休業給付などの受給資格に影響が出ますので、ご留意をお願いします。

ご不明な点はお近くのハローワーク又は熊本労働局職業安定課にお問い合わせください。